伊奈町教育委員会

令和９年４月に小学校に入学するお子さんの保護者の皆様へ

新入学準備金の入学前支給のご案内

伊奈町では、令和９年４月に小学校に入学されるお子さまがいるご家庭で、経済的にお困りの保護者の方を対象に、新入学準備金の支給を入学前の３月に行います。

１　支給額・支給日

◇支給額・・・・６４，３００円（定額）

◇支給日・・・・令和９年３月中旬（予定）

◇支給方法・・・申請書記載（保護者様）の指定口座にお振込みします。

２　対象となる方

以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

◇令和９年２月１日現在で伊奈町内に住所がある方（令和９年３月末日以前に伊奈町外に転出予定のある方は申請できません。）

◇令和９年２月１日現在、令和８年度就学援助制度で「準要保護」の認定基準に該当する方

（１６歳以上のご家族が、裏面に記載する①～⑩のいずれかに該当すること。）

※認定には審査があります。

◇お子さまが令和９年４月に伊奈町立または国公立の小学校に入学予定の方

３　申請方法

「令和８年度就学援助費（新入学準備金）入学前受給申請書」（別紙）に必要事項を記入し、Ｐ３に記載されている必要書類を添えて、提出してください。

申請書の記入漏れ、添付書類に不備がある場合は、受付・審査できません。期限内の提出にご協力ください。

◇提出場所　伊奈町教育委員会教育総務課（伊奈町役場北庁舎２Ｆ）に持参または郵送

◇受付期間　令和8年12月1日(火)～令和9年1月8日(金)必着

４　認定結果通知

認定・認定対象外にかかわらず申請者全員に審査結果を通知します。（２月中旬予定）

５　注意事項

◇新入学準備金の支給を受けた後、入学前に町外に転出した場合には、返還が必要になりますの

でご注意願います。

◇今回の受付は、新小学１年生対象の新入学準備金（６４，３００円）についてのみの申請となります。新入学準備金の支給を受けた方で、「令和９年度就学援助制度」を希望される場合は、別途申請していただく必要があります。

◇今回の新入学準備金の支給を受けた方は、令和９年度の「新入学学用品費」は対象となりません。

◇他の市区町村で新入学準備金またはこれに相当する就学援助費の支給を受けている場合は、本町で「新入学準備金又は新入学学用品費」の対象にはなりません。

6　お問合せ先

〒３６２－８５１７　埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目３５５番地

伊奈町教育委員会　教育総務課　庶務係　℡０４８－７２１－２１１１（内線２５２２）

No.	対象となる理由	申請書に添付する証明書類	認定区分
①	生活保護が令和７年度又は令和８年度中に停止または廃止になった世帯	**生活保護受給証明書**のコピー等	準要保護
②	町民税が非課税又は減免されている世帯（住宅ローン等減税は対象外）	**令和８年度非課税証明書**の原本	準要保護
③ ④	災害等により個人事業税が減免又は固定資産税が減免されている世帯	**県税減免（申請棄却）通知書**のコピー又は**固定資産税・都市計画税減免決定通知書**のコピー	準要保護
⑤	国民年金の掛金が全額免除されている	**国民年金保険料免除申請承認通知書**のコピー（一部免除、ご家庭の中で申請者以外に所得がある方がいる場合は不可。）	準要保護
⑥	国民健康保険の保険税が減免されている世帯	**国民健康保険税減免決定通知書**のコピー	準要保護
⑦	児童扶養手当を全額受給している	**児童扶養手当証書**のコピー（一部受給、ご家庭の中で申請者以外に所得がある方がいる場合は不可。）	準要保護
⑧	生活福祉資金の貸付を受けている世帯	**生活福祉資金貸付決定通知書**のコピー	準要保護
⑨	失業中で雇用保険受給資格がある	**雇用保険受給資格者証**のコピー（ご家庭の中で申請者以外に所得がある方がいる場合は不可。）	準要保護
①	世帯全体の収入が少なく経済的にお子さんを学校に通わせるのが困難なご家庭 （世帯の前年所得を特別支援教育就学奨励費の算定方式に準じて算定した需要額と比較して査定します）	○令和８年１月１日以前から伊奈町にお住まいの方 ・添付書類不要 ○令和８年１月２日以降に伊奈町に転入した方 ・令和７年中の所得が確認できる書類 源泉徴収票・確定申告書控（第１表，第２表）のコピー ・**令和８年度**所得証明書の原本（６月以降に、１月１日時点で居住していた自治体で取得可能）	準要保護

※前年の収入のあるなしにかかわらず、所得の申告を済ませておいてください。（収入がない場合も必ず申告を済ませてください。）申告のない方は認定できません。

※同じ住所にお住まいの方は、世帯分離や血縁関係のあるなしにかかわらず、同居とみなします。

※同居の方で生計が同一ではない世帯等が含まれている場合は、必ず生計が別であることが証明できる書類等を添付してください。

※証明書類は、申請時及び認定期間に有効なものを提出してください。

※証明書類は、必要な事項（氏名、有効期間、〇年分等）を全て明瞭にコピーしてください。

※今年、上のお子さまが小中学生で、既に就学援助を受給している場合は、証明書類は不要です。

◆ 証明書類についての注意事項◆

同居のご家族について

二世帯住宅等、同じ住所に居住する場合は、住民登録上の世帯や血縁関係の有無にかかわらず、同居とみなして添付書類の提出をお願いしています。生計が別である場合は、それを証明する書類として、それぞれの電気ガス水道料金の検針票や領収書のコピーが必要になります。

証明書類をそろえられない場合

理由を明確にして、教育総務課に相談してください。提出できる時期や書類を確認します。

就学援助が認定となる所得の目安（生計が同一な同居人全員の合計総所得金額）

世帯人数	家族構成	総所得金額等
5 人世帯	母（35 歳）、子（中 3）、子（小 4）、祖父（63 歳）、祖母（60 歳）	403 万円以下
4 人世帯	父（40 歳）、母（35 歳）、子（中 3）、子（小 4）	355 万円以下
3 人世帯	母（30 歳）、子（小 4）、子（小 1）	254 万円以下
2 人世帯	母（26 歳）、子（小 1）	184 万円以下

※世帯構成や社会保険料等で認定基準額が異なるため、上記の所得額はあくまでも目安となります。